

小型リモコン式草刈機の貸出しに伴う Q&A

Q1 目的は？

A1 県が管理する一級河川及び二級河川の維持管理、堤防除草などの河川愛護活動の安全確保や作業負担の軽減

Q2 小型リモコン式草刈機は満タンでどのくらい運転可能？

A2 満タン容量は1Lで、満タンで約1時間運転可能です。

Q3 使用可能な場所は？

A3 県が管理する一級河川及び二級河川の堤防

Q4 利用団体の登録とは？

A4 リモコン式草刈り機の貸出しにおいて、利用団体への登録が必須となっています。
登録期間は許可日から最大3年間となっており、3年を超えて草刈機の貸出しを希望する場合は、改めて利用団体登録を申請してください。登録を行うことで、大型・小型のリモコン式草刈機が共に貸出可能になります。

Q5 利用団体登録団体の流れは？

A5 利用団体登録申請書（様式第1号）を島田土木事務所に提出してください。

Q6 利用団体登録の申請内容に変更が生じた場合、どのような手続きが必要？

A6 利用団体変更申請書（様式第1号）を島田土木事務所に提出してください。

Q7 保管場所とは？確保できない場合はどうすればいい？

A7 水に濡れないよう、リモコン式草刈機を置く場所を団体で確保してもらいます。
保管場所は雨風を防ぎ、草刈機が濡れない場所としてください。
保管場所の確保が必須となっているが、保管場所の確保ができない団体は、日付をまたぐ貸出が不可であることに、同意したものとします。

Q8 操作方法がわからない場合は？

A8 今年度講習会は行いません。各自インターネットに記載されている取扱説明書や動画等で操作方法をご覧ください。又、貸出時に職員から15分程度の簡易操作説明をすることも可能ですので、必ず事前にお申し付けください。

Q9 燃料費は誰が負担するの？

A9 小型リモコン式草刈機においては、団体負担となっています。満タンで貸出を行い、返却時には必ず満タンに補充して返却してください。

Q10 公道走行は可能なの？

A10 法律上、公道上で運転することはできません。走行させたものは、刑事処罰の対象となる可能性があるため、ご注意ください。

公道を走行し、交通事故等が発生した場合は、県が加入するリバーフレンド活動保険やリモコン式草刈機の動産保険は適用されません。

●事故発生時等緊急連絡先

島田土木事務所企画検査課

T E L : 0547-37-5272

F A X : 0547-37-6247

メール : shimada-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp